

## 不用品の買取りを依頼する前に

見知らぬ業者から「不用品はありませんか？」という電話がかかって来ることはありませんか？「ちょうど処分したい古着や食器があるから…」と、気軽に呼び前にもう一度考えてみましょう。今回は、訪問購入に関する注意点を紹介します。



### 事例

大切にしていた思い出のネックレスを強引に買取られた。

「不用品はありませんか？ リサイクルショップを開設するので、どんなものでも買取りますよ」と女性から電話があった。ちょうど良い機会と思って訪問を了承し、古着を準備して待っていると、約束の時間に現れたのは男性二人だった。部屋に入ってざっと品物を見た男性から、「貴金属を見せて欲しい」と言われた。

あまりにしつこいので、金のネックレスを見せると、「古着とまとめて2万円で買取る」と言われた。断ったが、なかなか帰ってくれないので仕方なく売ることにした。翌日、大切な品物を売ってしまったことを後悔し、「返して欲しい」と電話をしたが、「もう手元に無いので、返せない」と言われた。あきらめるしか

- 平成22年頃から、事業者が住居を訪問して貴金属などを買取る「訪問購入」に関する相談が増えています。
- 最初は「不用品なら何でも買取る」と言われる場合でも、最終的には貴金属の買取りを持ち掛けられるケースがほとんどです。
- 軽い気持ちで依頼したのに、密室内で強引な勧誘をされたというケースも見られます。

でも、あきらめないで！



特定商取引法が改正され、平成25年2月21日より訪問購入にクーリング・オフ制度が導入されました！

# 法律の改正でこんな点が変わりました！

## ① 不招請勧誘が禁止されました

消費者の住居を突然訪問して勧誘することはできません。



## ② 書面交付が義務となりました

契約時に事業者の連絡先、買取品の種類や特徴、購入価格、クーリング・オフ制度について記載された書面を交付することが義務となりました。

## ③ クーリング・オフが出来るようになりました

書面を受け取った日を含めて8日以内であれば、無条件で契約解除が出来るようになりました。

## ④ 契約時に物品の引渡しを拒否出来るようになりました

クーリング・オフ期間中は事業者に物品を引渡しせずに、手元に保管出来るようになりました。

## アドバイス

- 上記の改正点を守らない事業者との取り引きは控えましょう。
- 買取りを依頼したい物品がある場合は、複数の事業者に査定をしてもらい、納得した上で契約しましょう。
- 自宅での買取りを希望する場合は、一人ではなく必ず家族や友人に立ち会ってもらいましょう。
- クーリング・オフが適用されない物品もあります（自動車、家電製品、家具、書籍、有価証券、CDやDVDなど）。

オレンジ色の  
看板が目印  
です！



## 台東区消費者相談コーナー

相談専用電話 (03) 5246-1133  
受付時間 月～金 午前9時～午後4時まで  
受付場所 台東区役所9階 ④番窓口

電話または来所によるご相談となります。  
ご相談は無料・秘密厳守です。

- 多重債務やクレジットカード利用でお困りの方は、「クレジット・サラ金相談」も常時開設していますので、ぜひご相談ください。